

平成21年度工事随意契約調べ(12月分)

| 契約年月 | 請負業者 | | 工事の名称 | 工事場所 | | 契約期間 | 備考 |
|------------|--------------|----------|------------------------|---------------|-------|------------------------|---|
| 設計工期 | 工事担当課 | 工事番号 | 設計金額 | 契約金額 | 契約の種類 | | |
| 2009/12/15 | 株タクマ | | 青岸エネルギーセンター2号ボイラ水管更新工事 | 和歌山市湊1342番地の3 | | 2009/12/16 ~ 2011/2/28 | 本工事は特殊設備である既設ボイラの一部を更新する工事であり、既設設置者以外では性能保証を含めた工事が不可能であり、保証責任を一元化するため、既設設置業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用とした。 |
| 440 | 青岸清 | 09000220 | 449,400,000 | 417,900,000 | 随意契約 | | |
| 2009/12/16 | 湯川建設工業(株) | | 早子川災害復旧工事その2 | 和歌山市金谷地内 | | 2009/12/17 ~ 2010/3/6 | 豪雨による洪水により堤防が被災したため、危険回避と地元要望のため緊急に復旧が必要なことから、応急措置を依頼した地元建設業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し随意契約とした。 |
| 80 | 河港 | 09000411 | 2,782,500 | 2,719,500 | 随意契約 | | |
| 2009/12/22 | 株山菱建設 | | 雑賀崎広場法面復旧工事 | 和歌山市雑賀崎地内 | | 2009/12/23 ~ 2010/3/17 | 本工事は平成21年12月11日に入札を行ったが参加者がなく、また災害状況から現状を放置しておくことで二次災害を及ぼすおそれがあることから、本工事現場に近く、迅速に対応可能な業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第8号を適用とした。 |
| 85 | 公園緑 | 09000389 | 3,087,000 | 3,024,000 | 随意契約 | | |
| 2009/12/22 | 株東部建設 | | 道路修繕工事 東山東地区永山 | 和歌山市永山地内 | | 2009/12/23 ~ 2010/3/12 | 豪雨による永山川増水のため道路壁が崩壊し、被災した市道東山東37号線については、沿線住民の生活に与える影響が大きく、道路の早期復旧が必要であるため、応急措置を依頼した地元建設業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用とした。 |
| 80 | 道建設 | 09000418 | 1,756,650 | 1,680,000 | 随意契約 | | |
| 2009/12/22 | 株東陽園建設 | | 道路修繕工事 東山東地区黒岩 | 和歌山市黒岩地内 | | 2009/12/23 ~ 2010/3/12 | 豪雨のため道路壁が流出し、被災した市道東山東107号線の沿線住民の生活に与える影響が大きく道路の早期復旧が必要であるため、応急措置を依頼した業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用とした。 |
| 80 | 道建設 | 09000419 | 1,792,350 | 1,706,250 | 随意契約 | | |
| 2009/12/25 | 株きんでん 和歌山支店 | | 和歌山市あいあいセンター応急復旧電気設備工事 | 和歌山市小人町29番地 | | 2009/12/26 ~ 2010/3/31 | 豪雨により和歌山市あいあいセンターの地下電気設備が冠水し、一刻も早く復旧するため、当初同センターを施工した実績のある業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用とした。 |
| 96 | 営繕 | 09000440 | 23,100,000 | 22,575,000 | 随意契約 | | |
| 2009/12/25 | 須賀工業(株) 大阪支社 | | 和歌山市あいあいセンター応急復旧機械設備工事 | 和歌山市小人町29番地 | | 2009/12/26 ~ 2010/3/30 | 豪雨により和歌山市あいあいセンターの地下機械設備が冠水し、一刻も早く復旧するため、当初同センターを施工した実績のある業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用とした。 |
| 95 | 営繕 | 09000441 | 6,636,000 | 6,510,000 | 随意契約 | | |
| 2009/12/28 | 湯川建設工業(株) | | 早子川災害復旧工事 | 和歌山市金谷地内 | | 2009/12/29 ~ 2010/3/17 | 豪雨による洪水により早子川の堤防が被災し、本堤防上は畑への進入路として利用されており、危険回避と地元要望のため、緊急に復旧が必要なことから、同河川下流部復旧工事を依頼した地元建設業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し随意契約とした。 |
| 79 | 河港 | 09000446 | 2,226,000 | 2,173,500 | 随意契約 | | |